

北海道の取組

項目	道所管課	ページ
障害者差別解消法について	障がい者保健福祉課	1
デジタル社会における障がいのある方々への配慮について	"	2~3
認知症サポーター養成講座について	高齢者保健福祉課	4
若年性認知症の方々への支援について	"	5~6
赤ちゃんのほっとステーションについて	子ども政策企画課	7~8
ほっかいどうこどもまんなか応援サポーターについて	"	9~10
北海道における「こどもファスト・トラック」の取組例について	"	11
北海道福祉のまちづくり表彰について	地域福祉課	12~13
北海道福祉のまちづくりサポーター制度について	"	14~15

障害者差別解消法について

1 概要

障害者差別解消法では、障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行い、障がいのある人も共に生きる社会（共生社会）を目指しています。令和6年4月には、これまで努力義務であった、事業者における「合理的配慮」の提供を義務づけることなどを主な内容とする改正法が施行されております。

2 合理的配慮の提供とは

「合理的配慮」とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲（過重な負担のない範囲）で対応することが求められるものです。

「過重な負担」があるときでも、障がいのある人に、なぜ「過重な負担」があるのか理由を説明し、別のある方法を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です（建設的対話）。

3 過重な負担の判断

「過重な負担」の判断は、具体的な場面や状況に応じて、以下の要素等を考慮し、総合的・客観的に判断することが必要です。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

※ 内閣府では「障害を理由とする差別の解消の推進」のページで、リーフレットや合理的配慮の事例集などのデータベースを用意しておりますので、参考としてください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

4 建設的対話

障がいのある人からの社会的障壁の除去についての申出の内容と、その申出に対し過重な負担のない範囲でできる対応について、障がいある人と事業者が対話を重ね、解決策を検討していくことが重要であり、このような双方のやりとりを「建設的対話」と言います。

申出について対応が難しい場合でも、双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替となる手段を見つけていくことを目指します。

5 道としての普及啓発活動

毎年、障害者差別解消法の普及啓発活動の一環として、「障害者差別解消法 道民フォーラム」を開催しており、有識者や当事者による講演やパネルディスカッションなどを行っております（令和7年2月頃にオンデマンド配信を予定）。

6 地域づくり委員会

北海道障がい者条例に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しており、障がいがあることを理由に受けた差別や虐待、地域での暮らしづらさについて、障がいのある人からの相談等に対応しております。

デジタル社会における障がいのある方々への配慮について

1 背景

近年、デジタル化や IoT の進展により、例えば、自動販売機が全面タッチパネル化されたり、コインロッカーがスマートフォンの操作で開閉できるようになるなど、一般的には利便性が高まったと言われています。一方、視覚や聴覚に障がいのある方等にとっては、かえって使えなくなったり不便になったという声があがっているところです。

このため、本年 10 月に当課所管の当事者団体を対象に、機器のデジタル化等に伴う日常生活での不便さに関して、聞き取り調査を行いました。

※令和6年10月に各関係団体を通じて得た主な事例

○視覚障がい者

- ・飲食店（回転寿司店など）で注文がタブレットによるタッチパネル化したり、浴場や駅の券売機もタッチパネル化され、視覚障がい者にとっては不便となっている。店員が近くにいればサポートしてもらえるが、無人駅などではサポートが無く難しい。タッチパネルも全国で共通のフォームであれば対処しようもあるが、種類が1種類だけではなくまちまちである。
- ・電話の音声案内。最近は、色んな案内が音声になっているので、こういう要件の方は○番を押してくださいとアナウンスされるが、その番号を探しているうちに違う番号を触ってしまい、希望のところにつながらない。また、番号を探すのに時間がかかって切れてしまうこともありとても不便である。

○聴覚障がい者

- ・タッチパネル化された自動販売機や ATM、店舗のセルフレジなどが増えているが、操作中にエラーが発生した場合、エラー内容が音声でのみ伝えられることが多く、画面表示だけでは問題が解決できないことが多い。また、操作手順が音声でのみ説明される場合もあり、聴覚障がい者にとっては難しい場面がある。
- ・最近、自動車のインテリジェントキーの普及が進んでおり、ドアの解錠や施錠、設定の変更などがスマートフォンやタッチパネル、エントリーキー（リモコンキー）を通じて行われるケースが増えている。しかし、これらの鍵の設定時に、音声指示や「ピッピッ」というアラーム音の回数に合わせて操作をする場合が多く、聴覚障がい者にとって設定が困難である。
- ・近年の電化製品（ストーブや温水器など）ボタンを押すと音声で返答があるものが多いが、聴覚障害者には聞こえないでわからない。
- ・コンビニのコーヒーを作るマシンでパネルの操作ボタンを押さずにいたら音声で案内をしていたようで、分からずにはいると何度も音声で案内されていたようで店内のお客さんや店の方がなぜ案内が指示されているのに？？？と不思議そうにされた。

2 障がいのある方への合理的配慮について

いわゆる障害者差別解消法では、令和6年4月より、事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

障がいのある方から、「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の申出があった場合、事業者は、実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応する「合理的な配慮」を講ずる必要があります。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 道における施策の推進について

道では平成30年に、いわゆる意思疎通支援条例を制定し、障がいのある方の意思疎通の支援に関する施策の総合的な推進に努めているところです。

※北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（抜粋）

第1章 総則

（基本理念）

第3条 障がい者の意思疎通の支援は、全ての道民がその人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、意思疎通に支障が生じている障がい者が多様な意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければならない。

2 障がい者の意思疎通の支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（次条から第8条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 道は、前項の施策の推進に当たっては、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者と緊密な連携を図るものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を使用できるよう、必要かつ合理的な配慮に努めるとともに、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 参考資料

道の障がい者保健福祉課のホームページに、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を掲載していますので、障がい者への配慮にあたって参考にしていただきますようお願いします。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/ishisotsu.html>